

安心・安全分野での科学技術の社会的受容に関する研究

—EU の研究・開発政策における取り組みを事例として—

研究代表者

明治大学 研究・知財戦略機構 客員研究員
(明治大学 危機管理研究センター 研究員)

中林 啓修

(a) まえがき

9.11 事件以降、情報通信機器や監視カメラ、生体認証装置、危険物探知機等の機械装置を中心としたセキュリティ技術をテロ対策に積極的に活用する動きが見られる。

科学技術一般とテロリズムとの関係について、ウイルキンソン (Wilkinson, Paul,.) は、科学技術が脅威のレベルにあわせて過不足のないテロ対策を可能にする一方、こうした科学技術自体がテロ攻撃の誘因にもなると述べている。科学技術自体がテロ攻撃の誘因となるというのは、第一に科学技術の発展がテロリストに新たな攻撃の手段を提供していることを指しており、第二に、科学技術に依存した社会では、依存の度合いが高い部分が新たな脆弱性となるということを指している¹。

ウイルキンソンの指摘は冷戦終結後間もない時期に行われているが、その指摘は今日でも十分説得力がある。そして、ウイルキンソンが指摘する問題点は無視し得ないものの、今日のテロ対策においてセキュリティ技術の活用はますます不可欠

になっている。例えば、EU は 2004 年 9 月の欧州委員会報告書「欧州セキュリティ研究：次のステップ」において、科学技術はそれ自体が安全を保証するものではないが、科学技術を伴わない安全はあり得ない、と指摘している²。

セキュリティ技術の活用が進む理由としては、まず、近年のテロ対策は従来よりも広範な分野において取り組まれており、これに伴うアクターの多様化を受けて、既存の組織体制を横断した情報共有や連絡体制の円滑化を図る上で、情報通信技術の活用が不可欠であることが挙げられる。また、今日テロ対策に参加するアクターの間には知見や能力、権限や意志等の点に格差が存在している。特にテロ対策に参加する民間アクターについては、制度等によって必要な権限を持たせることには限界があるため、アクター間における知見や能力、権限の差を補正する手段としてセキュリティ技術の導入が有効と考えられる場合が多いことも重要な理由といえる。例えば、英国セキュリティ・レジリエンス業国際コミュニティのローズモント事務局長 (Rosmont, Hugo) は、セキュリティ機器メ

¹ Wilkinson, Paul (1993) pp2-4.

² Commission of the European Communities (2004) p.8.

一カーの今後の役割において、民間アクターへの貢献の拡大を指摘している³。

本研究は、こうした社会的背景を踏まえて、以下のような目的と手法を通じて、EUのセキュリティ技術の研究・開発政策の詳細を把握するために実施した。

(b)目的

本報告書の冒頭で触れたセキュリティ技術の導入については、テロ対策の進展による社会の監視化などが懸念されており、ライアン (Lyon, D.) や前田のように社会学や比較政治学の観点からの批判的研究も多い⁴。これらの研究では、セキュリティ技術の活用は、安心・安全分野での目標追求を効率的で効果的にする反面、社会の安全確保と個人の基本権（尊厳、自由、平等そして市民権やその他の諸権）との間の緊張関係の要因にもなっていることが指摘されている。セキュリティ技術の範囲は多岐にわたっており、これに関連して安全と基本権との緊張関係が指摘される状況も多様である。故に、安全と基本権とのバランスを高い次元で実現していくには、個々の状況に即した対応と共に、それらを包含した「しくみ」が不可欠となる。

我が国においては、個々の技術における検討は進んでいるものの、こうした包括的な「しくみ」については十分な検討がなされているとは言えず、喫緊の課題となっている。

本研究は、セキュリティ技術の活用に伴う、社会の安全確保と個人の基本権保護とのバランスを

高次元で実現するための包括的な「しくみ」を作るにあたっての示唆を探ることを目的とする。

(c)方法

①研究対象の選定

本研究の研究対象は、セキュリティ技術の社会的受容についてのEUの施策とする。

その理由は、第一に、EUのセキュリティ技術に対する考え方が、本研究のそれと合致している点にある。

例えば、EUレベルにおいてセキュリティ技術の中長期的な発展戦略を検討していた欧州安全研究・イノベーションフォーラム (European Security Research and Innovation Forum : ESRIF) は、科学技術を「今日の社会が直面する危機が複雑化する一因であると共に、将来的には新たな脅威の源泉ともなりうる」としながらも、同時に「安全上の課題に対応する不可欠のツール」と位置づけている⁵。

第二に、本研究が目指すところの包括的な「しくみ」では、技術導入に関する政策の検討に加えて、技術評価についても市民の参加や市民への説明が不可欠と考えられるが、この点に着いてもEUは有意義な先行事例を提供していると思われるからである。

欧州では科学コミュニケーション等を通じて科学技術を巡る政策決定や技術の社会的影響評価への市民参加が進んでおり、セキュリティ技術についても、EUの「第7次研究・技術開発フレームワークプログラム」(FP7)を中心とする研究・開発政策の枠組みの中で、基本権保護等の観点から懸念される問題を特定し解消・緩和すべく市民を含む多様な主体による技術評価の確立が進められ

³ “Anything but a liability”, info4 security, 2008. 12. 04.

<http://www.info4security.com/story.asp?sectioncode=10&storycode=4121080&c=2> (最終確認：2012年10月15日)

⁴ Lyon, D. (2004)、前田幸男 (2007)

⁵ ESRIF (2008) pp.10-11.

ている。

我が国においては技術評価への市民参加が必ずしも成熟していないとの指摘がある中で、EU によるこれらの取り組みからは多くの示唆が得られるものと思われる。

②研究方法

本研究では、文献や一次資料を使って EU におけるセキュリティ技術の研究・開発政策の最新動向を整理する基礎調査を行った後、3 つの具体的なプロジェクトについて、各プロジェクトのコーディネート機関に対するヒアリングを行い、EU の取り組みの特徴と直面する課題を明らかにすることとしている。

EU の FP7 では、テロ対策や防犯・危機管理などの領域が FP7-Securit として、初めて独立した研究領域となった。

EU では、FP7 のような研究・開発政策の枠組みにおいて、技術開発そのものを目指したプロジェクトと並行して、社会的受容の円滑化や市場競争力の確保といった課題の解決に向けた具体的な研究プロジェクトが一元的に選定・実施されている。EU の取り組みに見られるかかる包括性は、我が国が安心・安全分野での科学技術の活用を、より普遍的な形としていく上で、多くの示唆を含んでいるものと言える。

そこで、本研究では、3 つの具体的事例として、FP7-Security の下で実施されている 2 つのプロジェクト (ADABTS、DETECTOR) 及び、FP7 が開始された 2007 年から 2009 年にかけてセキュリティ分野での研究・開発の方向性を検討するために設置された「欧州安全研究・イノベーションフォーラム」の提言を受けて導入に向けた準備が進む欧州セキュリティラベル (ESL) を選定する。

【欧州セキュリティラベル (コーディネーション

機関：JRC-ICSP)】

セキュリティ関連製品の購入や改良の基準となる指標の提示、あるいは、市民が必要とするセキュリティ関連製品ないしサービスに関する情報開示を目的とした製品規格。

技術水準だけでなく、当該製品を利用する際に保証されるべきプライバシーや自由に関する法的な保護を当該製品が遵守していることを示し、購入者が法令の遵守と共に安全以外の社会的価値を侵害していないことを示す指標として機能することが期待されている。

【ADABTS プロジェクト (コーディネーション機関：スウェーデン国防大学)】

密集空間における次世代監視技術開発プロジェクト。本研究では、プロジェクトの実施に際して、安全と基本権とのバランスがどのように理解され、具体的なプロジェクト運営に反映されているのか (あるいはいないのか) を明らかにする。

【DETECTOR プロジェクト (コーディネーション機関：バーミンガム大学)】

テロ対策における検知技術が満たすべき人権保護基準やその他の法的・道徳的基準の明確化を目的としたプロジェクト。

(d)結果

①本研究の実施状況

①-1 調査の状況

本研究の計画では、文献調査と 3 回の現地ヒアリング調査を予定していた。このうち、現地ヒアリング調査については、2011 年度中に 2 回、2012 年度に 1 回実施した (文献等による調査は適宜実施している)。

更に、これらのヒアリング調査及び文献調査で得られた情報をもとに、2011 年 7 月 30 日の慶應

ジャン・モネ EU 研究センターが主催する慶應 EU 研究会及び 11 月に松山大学で開催された日本 EU 学会研究大会において報告を行った。

また、本報告を元に、EU 学会年報に論文投稿を行った。

現地ヒアリング調査の概要を以下に示す。

【第 1 回ヒアリング調査】

実施日：2011 年 6 月 2-7 日

訪問先：英国・ロンドン

対象者：Professor Tom Sorell（バーミンガム大学）

目的：DETECTOR プロジェクトの実施状況に関する情報収集

【第 2 回ヒアリング調査】

実施日：2011 年 10 月 13-17 日

訪問先：イタリア・ミラノ

対象者：Dr. Alois J. Sieber（JRC-ICSP）

目的：欧州セキュリティラベルの実施状況に関する情報収集

【第 3 回ヒアリング調査】

実施日：2012 年 9 月 13-17 日

訪問先：スウェーデン・ストックホルム

対象者：Dr. Lindy Ericson（CRISMART）

目的：FP7 プロジェクトの採択・実施時における基本権の取り扱い等に関する情報収集

①-2 論文等発表、学会発表

既述のとおり、本研究では、以下のような 2 件の研究報告を行った。

【慶應 EU 研究会】

実施日：7 月 30 日

実施場所：慶應義塾大学三田キャンパス

報告題目：「欧州におけるテロの傾向と EU のテロ

対策」

【日本 EU 学会大会】

実施日：11 月 5 日

実施場所：松山大学

報告題目：「EU テロリズム対策と研究・開発政策の現状と展望」

このうち、EU 学会での報告については、論文投稿も行ったが、結果は条件付き採択 1・不採択 1 となり、規定により不採択となった。これについては、H25 年度の科研費における研究成果公開促進費へ応募を予定している書籍現行の一部に組み入れる予定である。

②研究によって得られた知見

本研究からは以下のような知見を得る事が出来た。

②-1 EUのテロ対策

EU によるテロ対策は次の 3 つの観点で進められている。

第一に、国境を越えて広がるネットワークに対抗する上で、EU として共通のテロ対策を構築すること。第二に、ホームグロウン・テロリズムに見られるように、テロの可能性は社会のいたるところにありうることから、テロ対策を社会全体での取り組みとすること。第三に、社会全体でテロ対策に取り組む上で、テロ対策の発展が EU の掲げる基本権等に対する過度の制限とならないよう社会の安全と市民の基本権とのバランス（いわゆる安全と自由のバランス）に配慮することである。

以下、EU テロ対策の変遷を主にセキュリティ技術の研究・開発との関連において簡単に説明し

ておく。

EU では 9.11 事件以降いくつかの段階を経て自身のテロ対策を発展してきた。まず、9.11 事件直後には共通テロ定義の導入を中心に、欧州逮捕状の導入やテロ資金・財産の凍結など、現在のテロ対策の基本となる政策を実現させている⁶。

欧州逮捕状は 2004 年 3 月 11 日に発生したマドリッド事件でも、主犯格の逮捕に活用されるなど一定の成果があった。しかし、多数の死傷者が発生し、スペイン軍のイラク撤兵の契機になるなど、同事件による欧州社会への影響は大きく、EU は更なるテロ対策の強化に取りかかることになる。

マドリッド事件直後、EU はテロ対策行動計画を採択した。この行動計画では、テロ対策調整官ポストの新設、テロ資金規制や国際交通機関の安全確保、NRBC テロへの対応、テロ組織のリクルートを促す要因の解明やイスラムとの対話など、これまで以上に広範な政策領域についてテロ対策に資する措置が列挙されていた。この中で、重要インフラ施設の警備等への機械装置の導入が明記されたことなどからセキュリティ技術に対する関心が高まっていった。

テロ対策行動計画は総花的な政策メニューとして性格が強く、ライト (Wright, Joanne.) やエケン gren (Ekengren, Magnus.) らが指摘するとおり、EU テロ対策の大戦略・大構想 (Grand Strategy / Grand Design) は不明確なままであった⁷。

そこで、2005 年末には EU テロ対策戦略が採択された。2010 年 7 月に公表された報告書「EU テロ対策：主な到達点と将来の課題」によれば、EU テロ対策戦略の意義は、EU のテロ対策を対処療法的に強化するのではなく、戦略的に発展させる

事ができることにあるとされている⁸。EU テロ対策戦略では、EU テロ対策の全体像が「予防」、「防護」、「追跡」、「対処」という 4 つの要素からなる一連の政策として示され、個々の施策はいずれかの要素においてテロ対策の実施にすすめるものとして位置づけの明確化が図られた⁹。この中で、セキュリティ技術の研究・開発は「防護」の中で位置づけられ、特に交通セクターを中心とする重要インフラ防護に資することが期待されている。

2009 年 12 月に発効したリスボン条約はそれまでの「3本の柱」構造を解体し、EU の構造を大きく変化させた。テロ対策との関係では AFSJ が独立した 1 編 (第 V 編) となり、それまでテロ対策の中心を担っていた「第 3 の柱」の大部分は「第 4 章 刑事司法協力」および「第 5 章 警察協力」としてここに組み入れられた。また、リスボン条約と並行して採択された AFSJ におけるストックホルムプログラムでは、組織犯罪などと共に、テロリズムを EU が依然として直面している脅威の一つと評価し、テロ対策における法の遵守と市民の基本的自由の尊重の重要性を指摘している。こうした文脈のもと、セキュリティ技術の研究・開発についても官民協働のもとで進められるべきという立場に立っている。特に人の移動の追跡 (トラッキング) については、そうした技術の意義を認めつつも、その濫用を容認しないという立場を明らかにし、市民社会を含むステークホルダー全体での対話の必要性を指摘している¹⁰。

更に、2010 年 2 月に採択された域内安全保障戦略では、テロ、組織および重大犯罪、サイバー犯罪、国際犯罪、(特に若者の) 暴力行為、および自然災害という 5 つを EU およびその加盟国と市民

⁶ 以下、EU によるテロ対策の変遷およびその経緯については中林啓修 (2010) に詳しい。

⁷ Wright, Joanne. (2006) p.282 および Ekengren, Magnus. (2006) p.90.

⁸ Commission of the European communities (2010) p.13.

⁹ Presidency and CT Co-ordinator (2005) pp.7-16.

¹⁰ Council of the European Union (2009) p.44.

にとつての共通の脅威として提示し、これらに対抗するための AFSJ の更なる発展にむけた具体的な取り組みとして、域内安全保障に関する欧州モデルの確立がうたわれた。セキュリティ技術については、ストックホルムプログラムに引き続き、官民協働の重要性を指摘した上で、EU が果たすべき具体的な役割として、研究・開発に向けた技術規格やプラットフォームの発展を挙げている¹¹。

ここまで、EU のテロ対策の変遷と共に節目となる政策文書においてセキュリティ技術やその研究・開発政策がどのように位置づけられてきたのかを整理してきた。EU では、2004 年頃からセキュリティ技術への関心を深めていき、具体的な分野としては、重要インフラの防護などへの導入を中心に研究・開発を促進してきた。近年、EU 自身が改めて基本権の重要性を指摘する中で、セキュリティ技術についても、ステークホルダー間での対話や研究・開発における官民協働の促進など、技術そのものだけでなく、その社会への導入を念頭にいたガバナンスのあり方が模索されている。

これを踏まえ、次に、より具体的な研究・開発政策を紹介していく。

②-2 セキュリティ分野における EU の研究・開発政策

図 1 は、EU レベルにおけるセキュリティ技術の研究調整組織と研究の枠組みを整理したものである。図の上方にある 3 団体 (GoP、ESRAB および ESRIF) は、セキュリティ技術に関する研究テーマの設定や関係主体間の調整を行ってきた研究調整組織であり、他方、中央の 2 つ (PASR と FP7) はこの間の研究プログラムを示している。一方、図の下部には本稿で言及する主な関連文書を示している。この図に基づき、本節ではまず、研究調

整組織と研究・開発政策それぞれについて詳述する。その後、「安全と自由のバランス」の問題への研究・開発政策からのアプローチとして検討が進むヨーロッパセキュリティラベル (European Security Label : ESL) を紹介する。

<調整組織>

EUにおいて、セキュリティ技術のテロ対策における役割が本格的に検討され始めたのは2004年に入ってからである。科学・研究担当の欧州委員及び企業・情報社会担当委員が議長を務め、関係する産業界、欧州議会、国際機関そして研究機関の代表者で構成されたグループ (Groups of Personalities : GoP) が2004年3月に欧州委員会に提出した報告書「安全な欧州のための研究」では、セキュリティ分野の欧州レベルでの研究の充実の必要性が指摘された。更に、欧州委員会が推進する「研究及び技術発展のためのフレームワークプログラム」の中でセキュリティ分野の研究の充実等を目的としたアドバイザリーボードの設置が提案されていた¹²。欧州委員会も、既述の報告書「欧州セキュリティ研究:次のステップ」においてGoPの提案を支持した。

こうした経緯を経て、2005年4月には欧州安全研究アドバイザリーボード (European Security Research Advisory Board : ESRAB) が設立された。

ESRABは全ステークホルダー間のEUレベルでの安全研究のアジェンダ調整、ユーザーと専門技術保持者とによるネットワークの形成、EU レベルでの産業基盤改善のための戦略の勧告、将来のプログラムに向けた戦略および運用形態に関する助言、知的財産権および機密情報交換に関するルール改善に関する助言などを目的に 2006 年まで活動を行った。

¹¹ Council of the European Union (2010) pp.15-16.

¹² the European communities (2004) p.16, p.24.

ESRAB の活動の総括として、2006 年 9 月に報告書「課題への対応：欧州安全研究アジェンダ」が発行された。この報告書では、安全というものが、重要ではあっても、多くある社会的価値の一つに過ぎないことを指摘した上で、安全とそれ以外の社会的価値とのバランスをいかに確保するのかが恒常的な課題となる事を指摘している。更に報告書は、科学技術が人および組織との間で相互依存的な関係を形成しており、例えば、技術の新規導入はそれを用いる組織の行動に変化を及ぼし、更にそうした変化に伴う不安定な状況に対する人々の対応にも変化を促すと指摘している。その上で、報告書では、セキュリティ技術をインフラ防護等、個別の政策に実装していくモデル作りや、これらの技術とその社会への受容の問題について多くの記述がなされている¹³。

さて、GoP および ESRAB において進められた検討を引き継ぎつつ、安全研究における中長期的な課題の検討や、社会的影響の検討を含めた各種技術の実用レベルへの落とし込みの検討などを行うために、これらの組織の活動を引き継ぐ形で欧州安全研究・イノベーションフォーラム (ESRIF) が 2007 年に設置された。

上記の通り、ESRIF の第一義的な目的は欧州におけるセキュリティ技術の研究について中長期的な研究課題を検討することとされている。こうした検討を行う際に重視すべき観点として、ESRIF では、セキュリティに対する中長期的 (20 年以上) な視点、欧州・国家・地方の各レベルの視点、供給側・需要側双方の研究条件の集約、セキュリティ技術の研究・開発における社会及び技術的側面、欧州レベルでのセキュリティーマーケットの基礎となるような技術革新を誘発できること、そして、欧州においてセキュリティ技術の研究を準備して

いる全ての関係主体に対するガイダンスとなるもの、の 6 点を上げている¹⁴。

ESRIF は、初代 EU テロ対策調整官であったヴリース議長 (Gijs, de Vries.) を中心に 63 名の正規メンバーで構成されており、内部に 11 もの作業部会が設置されている。この作業部会には正規メンバー以外からも多くの登録者があり、ESRIF 全体で 600 名ほどの規模となっている。

次ページに表 1 は ESRAB および ESRIF の正規メンバーの所属先について、機関の性質別に分布状況を示したものである。本表からは、ESRAB から ESRIF へと移行するにあたって、政府側の参加者が増加したこと、政府側の増加分の大部分が法執行機関で占められていること、官民共に防衛や安全保障を司る部門や業種よりもセキュリティー一般に関する主体の増加が著しいこと等の変化を指摘することができる。このことに加えて、初代 EU テロ対策調整官を議長に迎えていることから、ESRIF は ESRAB 以上に治安やテロ対策を重視していることが伺える。

本表からは ESRAB、ESRIF 共に、官民については比較的バランスがとれた分布となっているものの、ESRAB から ESRIF へと移行するにあたって、結果として政府側の参加者が増加したこと、政府側の増加分の大部分が法執行機関で占められていること、官民共に防衛や安全保障を司る部門や業種よりもセキュリティー一般に関する主体の増加が著しいこと等の変化を指摘できる。加えて、初代 EU テロ対策調整官を議長に迎えていることから、ESRIF は ESRAB 以上に治安やテロ対策といったいわゆる司法・内務分野を重視していることが伺える。

<研究・開発政策：FP7 を中心に>

¹³ ESRAB (2006) p.55.

¹⁴ ESRIF (2008) p.7.

現在、EU レベルでのセキュリティ技術の研究は、「研究及び技術発展のための第7次フレームワークプログラム」(FP7)の一分野として実施されているが、これに先立つ予備的なプログラムとして、「安全研究分野における欧州産業の潜在力強化に関する準備活動」(PASR)と呼ばれる研究支援活動が2004年から06年にかけて実施されてきた。

表2(巻末参照)は毎年の採択状況を研究テーマで整理したものである。PASRはプロポーザルベースであるため、一概に傾向を指摘することは適切ではないかもしれないが、本表から読み取れる最低限の事として、第1に情報の収集や保全に対しては一貫して高い関心が寄せられていること、第2に特に最終年度について、関心の多様化が伺えること、の2点が挙げられる。

他方、FP7はEUレベルでの科学技術基盤の強化と国際競争力の増強を目的とした総額50兆ユーロの巨大なプログラムであり、その中心は10分野からなる共同研究(Collaboration Research)であり、予算全体の6割強を占めている。

セキュリティ分野は、FP7において新設された領域であり、その実態としては、PASA等において展開されてきたセキュリティ技術に関する研究・開発政策を大幅に拡大したものと言えた¹⁵。

テロ対策に用いられている検知技術が人権保護の観点で満たすべき基準やその他の法的・道徳的基準の明確化を目的としたDETECTORプロジェクトを実施しているバーミンガム大学のTom Sorell教授はFP7のスタンスを次のように指摘している。すなわち、セキュリティ技術の開発について、EUでは、セキュリティ技術に伴う基本権保護上の課題の解決も研究・開発の一部であると認識している。それゆえ、EUは常に市場性を意識しているが、これは単なる経済的な競争力の確

保という意味合いだけでなく、基本権への配慮を含めた研究開発を充実させるうえで不可欠な要素として理解されている。

表3はFP7のハンドブック等で公表されているFP7セキュリティ分野における研究内容の詳細である¹⁶。本表からは、PASA以降もセキュリティ分野における研究対象が引き続き広がりを持っていることが伺える。

以上が、FP7の概要であるが、FP7における各プロジェクトは、既にプロジェクトの採択の段階で安全と基本権のバランスの確保が進められているようである。例えば、提出された計画書の評価基準には技術的な基準と同時に基本権保護に関わる基準が設けられており、両者は同じ比重で扱われているようである¹⁷。

＜ヨーロッパセキュリティラベル＞

ここまで、本節では、セキュリティ技術に関するEUの研究・開発政策を概観してきた。これらの研究・開発政策の中でも、「安全と自由のバランス」の問題は繰り返し指摘されており、EUはこの問題を考えるにあたって技術に対する社会的受容の確保の重要性を強調している。

EUの研究機関であるJRC(Joint Research Center)では、社会的受容の確保についても、技術的なアプローチを志向している¹⁸。

そうしたアプローチに基づく具体的な試みとして、ここでは、現在もJRCが中心となって検討が進められているヨーロッパセキュリティラベル(ESL)を取り上げる。

¹⁵ DG Research, European Commission (2005) p.3.

¹⁶ Commission of the European Communities (2007) p.15.

¹⁷ 以上の点は、第3回ヒアリングにおいて得た情報に基づいている。

¹⁸ 以下、JRCおよびESLについては、第2回ヒアリングで得た情報に基づいている。

ESL とは、セキュリティ機器について EU が準備している製品認証のことであり、製品の性能や安全性、更にプライバシーを含む法令を ESL の認定基準とすることで、セキュリティ技術に関する「安全と自由のバランス」を技術的に達成しようとするものであった¹⁹。つまり、ESL の特徴は、製品認証という極めて技術的あるいは工学的なアプローチによって、安全や自由のような一種の曖昧さを含んだ概念間の問題の解決を図ろうとしている点にあると指摘できる。

ESL は ESRIF の中間報告においてはじめて提起されたが、その後、2009 年 12 月に発表された ESRIF の最終報告では、ESL に求められる機能について、更に具体的な記述がなされた。これによれば、ESL には、民間主体を含むセキュリティ技術のユーザーが製品購入や改善に関する意志決定のための基準の提供や、市民が必要とするセキュリティ関連製品ないしサービスに関する情報開示といった機能が期待されていた²⁰。

ESL を推進する JRC も、概ねこれに沿った制度として ESL の準備を進めているようであり、調査時に提供を受けた資料“From Security Metrology to Security Label – Innovation Road for Security Standardisation”によれば、ESL とは、①ヨーロッパのセキュリティ市場へのアクセスを促進または支援する道具であること、②透明性を確保することでメーカーやエンドユーザー、顧客そして社会といった関係主体にとっての共通の確認の場となること、③認証の交付にあたっては独立した機関によって交付内容が保証されること、そして④認証の交付によって、ラベルが対象とする法令を当該製品が遵守していることを保証すること、とさ

れていた²¹。

さて、製品認証を行うにあたって、ESL では独立機関を用いる事が示唆されている。これに関連して、2006 年度の PASR において採択された STACCATO (Stakeholders platform for supply chain mapping, market condition analysis and technologies opportunities) という調査研究の最終報告書では、ESL の実現に向けた研究機関のマッピングおよび査定のためのツール開発が盛り込まれた²²。これは各製品の ESL の認定にあたっては、その認証試験を研究機関が行うことが想定されていることを示唆するものであり、ESL が認証制度の構築に留まらず、関係アクター間のネットワーク構築をも視野におさめていることが伺える。

ESL の現在進捗等については、これが現在も検討中のものであることから、ESRIF の報告書以上のことは言えないとして、今回の調査では明らかにする事ができなかった。

しかし、ESL については、EU のテロ対策調整官が 2008 年末に閣僚理事会および欧州委員会に宛てたディスカッションペーパーにおいて、司法・内務閣僚理事会の ESRIF への更なる積極的な参加を促すと共に、欧州理事会議長国に対して、セキュリティ技術分野でのステークホルダー間のネットワーク形成へのイニシアチブを求めている²³。更に、記述の通り、この文書以降に出されたストックホルムプログラムや域内安全保障戦略でも、こうした姿勢は維持されていることから ESL 導入の取り組みは好意的に評価されているものと思われる。

¹⁹ ESRIF (2008) p.14.

²⁰ ESRIF (2009) p.200.

²¹ 当該資料は、2011 年 1 月 11 日にベルリンで行われた会合で使用されたパワーポイントである。

²² STACCATO (2008) p.10.

²³ Counter Terrorism Coordinator (2008) pp.12-13.

(e)考察

ここまで、本研究では、EU のセキュリティ技術の研究・開発政策から、安心・安全分野における技術導入のために必要な包括的な「しくみ」を明らかにすべく研究を進めてきた。

これまでのところ、EU においても包括的な「しくみ」の構築は途上にあるように思われる。

EU では FP7 の中で、評価事項として基本権を組み入れるなど、研究・開発のレベルにおいては、安全と基本権のバランスを担保するような制度設計を行っているものと思料される。

他方、そうした開発の成果が製品として社会に実装される段階について考えてみると、ESL の検討に見られるように、まだ具体的な制度として安全と基本権のバランスが担保されているとは言い難い状況にあると考えられる。

更に、EU ならではの課題もある。例えば、第 1 回ヒアリング調査において、Tom Sorell 教授 (DETECTOR プロジェクト代表者) は、加盟国間の法制度は相互に類似してきているものの、その根底にある法哲学は依然としてその国の歴史や文化に根差しており、セキュリティ技術の導入にあたっては、制度設計はできても、道徳基準などを詳細に固めていくことには困難があることを指摘している。

このように、EU では加盟国間の法哲学レベルでの差異は詰め切れていないものの、研究・開発政策の中で基本権を担保していくための制度設計は進んでおり、社会実装を見据えた制度の構築にも取り組んでいることが分かった。

我が国では EU のような法哲学レベルでの差異についてはそれほど考える必要はないかもしれないが、基本権の確保を研究・開発政策におけるプロジェクト選定の評価項目に落とし込んでいくという工夫や ESL のような規格化は今後、我が国でも今後検討していくに値する試みであるように思

われる。

今回、FP7 についてはプロジェクト選定をする側に対してヒアリングを行わなかったが、上記のように、評価項目に工夫があることが分かったことを踏まえ、今後はより具体的な基準項目や評価方法等についての情報を收拾していく事で、より具体的な政策提言につなげていく事ができよう。

(f)文献

【和文】

- ・板橋功、「テロリズムの変遷とネットワーク構造」、テロ対策を考える会編著、『テロ対策入門』第 2 章、亜紀書房、2006 年、38-60 頁。
- ・小島剛、『科学技術とリスクの社会学』、御茶の水書房、2007 年。
- ・鈴木一人、「欧州連合 (EU)」、広瀬佳一・宮坂直史編著、『対テロ国際協力の構図-多国間連携の成果と課題-』第 2 章、ミネルヴァ書房、2010 年、31-55 頁。
- ・中林啓修、『EU テロリズム対策を巡るセキュリティ・ガバナンス—安全保障をめぐる総合政策的接近—』、慶応義塾大学大学院政策・メディア研究科平成 21 年度博士論文、2010 年 3 月。

【英文】

- ・Arquilla, John and Ronfeldt, David F., “Network Revised: The fight for the future Continues”, Bunker, Robert J., ed., *Networks, Terrorism and global insurgency*, Routledge, 2005, pp.8-19.
- ・Ekengren, Magnus., “New Security Challenges and the Need for New Forms of EU Cooperation: The Solidarity Declaration against Terrorism and the Open Method of Coordination”, *European Security Vol.15 No.1* pp.89-111., 2006.03, Rhotledge.
- ・Hoffman, Bruce, *Inside terrorism revised and*

expanded edition, 2006, Columbia University Press.

- Luhmann, N., *Risk: A Sociological Theory*, 1993, Aldine De Gruyter.
- Lyon, D. "Technology vs. "Terrorism": Circuit of City Surveillance since September 11", Graham, Stephen, ed, *Cities, War and Terrirum: Towerds an Urban Geopolitics*, Malden, Mass, 2004, Blackwell.
- Wilkinson, Paul ed., *Technology and Terrorism*, 1995, Frank Cass& Co.ltd.
- Wright, Joanne., "The Importance of Europe in the Global Campaign Against Terrorism", *Terrorism and Policy Violence*, Vol.18, 2006, pp.281-299.

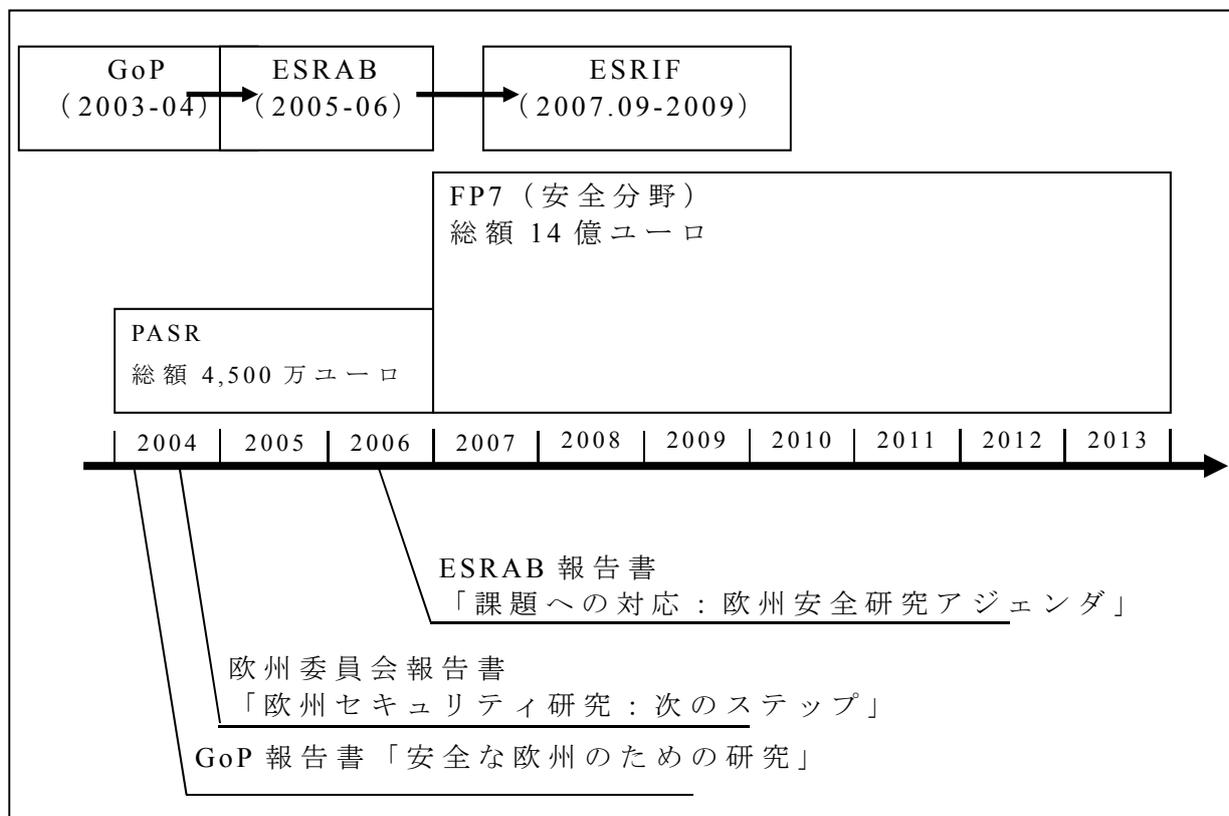
【一次資料】

- Commission of the European Communities, COMMUNICATION FROM THE COMMISSION TO THE COUNCIL, THE EUROPEAN PARLIAMENT, THE EUROPEAN ECONOMIC AND SOCIAL COMMITTEE AND THE COMMITTEE OF THE REGIONS, Security Research : The Next Steps, COM(2004) 590 final, 7.9.2004.
- Commission of the European Communities, FP7 Tomorrow's answers start today, 2007.
- Commission of the European Union, COMMUNICATION FROM THE COMMISSION TO THE EUROPEAN PARLIAMENT AND THE COUNCIL The EU Counter-Terrorism Policy: main achievements and future challenges, COM(2010)386 final, 20.7.2010
- Council of the European Union, The Stockholm Programme – An open and secure Europe serving and protecting the citizens, 17024/09, 2.12.2009.
- Council of the European Union, Internal Security Strategy for the European Union: "Towards a European Security Model", 7120/10, 8.3.2010.
- Counter Terrorism Cordinator, EU Counter-Terrorism Strategy – Discussion Paper, 15983/08, 2008.
- DG Research, European Commission, RESPONSES TO THE CONSULTATION ON RESEARCH THEMES IN FP7, 2005.
- The European communities, Research for a Secure Europe Report of the Group of Personalities in the field of Security Research, 2004.
- The European Council, CONCLUSIONS AND PLAN OF ACTION OF THE EXTRAORDINARY EUROPEAN COUNCIL MEETING ON 21 SEPTEMBER 2001, SN 140/01 thy/LG/ptm, 2001.
- The European Council, *DECLARATION ON COMBATING TERRORISM*, 25.3.2004.
- EUROPOL, *TE-SAT 2008 EU TERRORISM SITUATION AND TREND REPORT*, 2008.
- EUROPOL, *TE-SAT 2009 EU TERRORISM SITUATION AND TREND REPORT*, 2009.
- EUROPOL, *TE-SAT 2010 EU TERRORISM SITUATION AND TREND REPORT*, 2010.
- EUROPOL, *TE-SAT 2011 EU TERRORISM SITUATION AND TREND REPORT*, 2011.
- ESRAB, Meeting the Challenge: The European Security Research Agenda, 2006.
- ESRIF, European security research and innovation in support of European security policies: Intermediate Report, 2008.
- ESRIF, ESRIF Final report, 2009.
- STACCATO (2008), Main Conclusions and Recommendations on the European Security Equipment Market (ESEM) and Executive Summary of the Final Study Report.
- Presidency and CT Co-ordinator, *The European*

Union Counter-Terrorism Strategy, 14469/4/05
REV4, 2005.12.30.

(g) 付録

付録として添付すべき資料はない。以下、本文中で言及した図表を収録する。



図：EUにおけるセキュリティ関連技術研究の枠組み
ESRIF（2008）p.17をもとに執筆者作成

表1：ESRABおよびESRIFの正規メンバーの所属先分布

| 正規メンバーの所属先 | ESRAB | ESRIF（増減） |
|-----------------|-------|-----------|
| 法執行機関 | 7 | 19（+11） |
| 外交・安全保障関係機関 | 8 | 9（+1） |
| 政府系研究教育機関 | 7 | 4（-3） |
| 重要インフラを所掌する政府機関 | 2 | 2（±0） |
| その他の政府機関 | 0 | 3（+3） |
| 政府機関合計 | 24 | 37（+13） |
| セキュリティ産業 | 1 | 7（+6） |
| 防衛産業 | 8 | 5（-3） |
| 情報通信産業 | 5 | 1（-4） |
| 研究教育機関等 | 6 | 9（+3） |
| その他の民間主体 | 6 | 4（-2） |
| 民間主体合計 | 26 | 26（±0） |
| 合計 | 50 | 63（+13） |

単位：人

ESRAB (2006) および ESRIF (2008) をもとに執筆者作成

表 2 : PASR の分野別採択状況

| 分野 \ 公募 (公募年度) | 第 1 回公募 (2004 年) | 第 2 回公募 (2005 年) | 第 3 回公募 (2006 年) |
|----------------|---------------------|---------------------|---------------------|
| 国境における安全措置 | 1 | 4 | 2 |
| NRBC 対策 | 1 | 0 | 2 |
| 市民保護および危機管理 | 2 | 2 | 2 |
| 重要インフラ防護 | 1 | 4 | 1 |
| 情報収集・保全 | 2 | 4 | 5 |
| その他 | 0 | 0 | 3 |
| 合計 | 7 | 13 | 15 |

各種資料をもとに執筆者作成

表 3 : FP7 セキュリティ分野の研究内容

| 分野 | 内容 |
|-------------------------|---|
| 安全と市民 | 市民保護、バイオセキュリティ、テロ・犯罪からの保護 |
| 重要インフラ等の安全 | 情報通信・運輸・金融・行政に関するインフラ施設の安全性試験および安全化対策 |
| 災害時の安全と保安の再構築 | 関連技術および通信技術、市民・人道援助・救急活動を支援するための調整機能 |
| 検知装置と国境管理 | 陸上および海上国境におけるセキュリティ措置のための技術、資機材、手法 |
| セキュリティ関連機器の統合、相互接続、統合運用 | 治安、機密保護および商取引の追跡のための情報集積 |
| 安全と社会 | セキュリティ技術の受容、安全に対する社会経済的・政治的・文化的姿勢、倫理観および価値観、社会環境と安全認識 |
| 安全関連研究の推進 | 市民、セキュリティおよび防衛分野での欧州および国際的な研究努力の調整 |

Commission of the European Communities (2007) p.15 をもとに執筆者作成